



IFRS<sup>®</sup>

Sustainability

2023年5月

## 情報要請

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

### アジェンダの優先度に関する協議

コメント期限：2023年9月1日



# 情報要請

## アジェンダの優先度に関する協議

コメント期限：2023年9月1日

Request for information 2023 *Consultation on Agenda Priorities* is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by **1 September 2023** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2023 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org).

The Japanese translation of the Request for information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 情報要請

### アジェンダの優先度に関する協議

コメント期限：2023年9月1日

## 情報要請—2023年5月

2023年情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2023年9月1日までに到着する必要があるため、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2023 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、[publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) にメールすることで、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## エマニュエル・ファベール ISSB 議長による序言

### サステナビリティ関連財務開示の未来の形成にご支援を

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、最初の基準書、すなわち、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」の公表の準備をしているところであるが、我々は、リサーチ及び基準設定の次のフェーズによって投資者に焦点を当てたサステナビリティ開示のグローバル・ベースラインを強化すること（enhancing）に目を向けている。このため、我々は、2024年に開始する2年間の優先事項に関する皆様のご意見を募集するための本情報要請を公表した。

我々は、グローバルに比較可能なサステナビリティ関連財務情報に対する投資者のニーズを満たす ISSB 基準を公表するという我々の使命を思案している。リサーチ及び基準設定の次の領域を決定するにあたり、我々の主要な焦点は、引き続き、投資意思決定に情報がもたらされ、企業が投資者とのコミュニケーションを可能にするために必要な、高品質の関連性のある情報を提供することを企業に要求する基準を公表することにある。

我々はまた、「まずは気候だが、気候のみではない」ということに対処する ISSB 基準を公表するという使命についても思案している。本協議を通じて、我々が目指しているのは、トピックをリサーチし、それが適切な場合には、気候以外のサステナビリティのトピックに対する投資者の情報ニーズを企業が満たすことを確保する基準を公表することである。我々は次の4つのプロジェクト案についてのフィードバックをお寄せいただきたいと考えている。

- 次に関連したサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する3つのリサーチ・プロジェクト
  - 生物多様性、生態系及び生態系サービス
  - 人的資本
  - 人権
- IFRS S1 号及び IFRS S2 号におけるつながりのある情報（connected information）に関する要求事項を超えて、財務報告における情報を統合する方法を探究するための、報告における統合（integration in reporting）に関する1つのリサーチ・プロジェクト

IFRS S1 号及び IFRS S2 号が導入することとなる報告の根本的な（fundamental）変化を踏まえ、我々は、今後数年間にわたって、ISSB 基準の成功及び効果的な適用（implementation）を確保するために大量の作業を行うことが必要となる。この作業は、資本市場のニーズを満たすためのサステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインの創設（creation）に不可欠である。この一連の作業（本情報要請では「基盤となる作業（foundational work）」と呼んでいる。）は、進行中であるか又は本協議の完了前に開始する予定である。基盤となる作業は、2023年の残りの期間及び2024年に大量のISSBのリソースを必要とすることになる。

我々の残りのキャパシティ及び更新されるキャパシティで、我々は、新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトを適時に進めることを望んでいる。進めるべきプロジェクトと、作業を最も効果的に進めるために採用すべきアプローチを我々が決定するのに役立つためのフィードバックを歓迎する。

皆様のごコメントは、将来のサステナビリティ関連財務開示の形成に貢献し、我々がグローバル・ベースラインをさらに強化させる（enhance）のに役立つこととなる。

皆様のごコメントをお待ちしている。



エマニュエル・ファベール  
ISSB 議長

## 目次

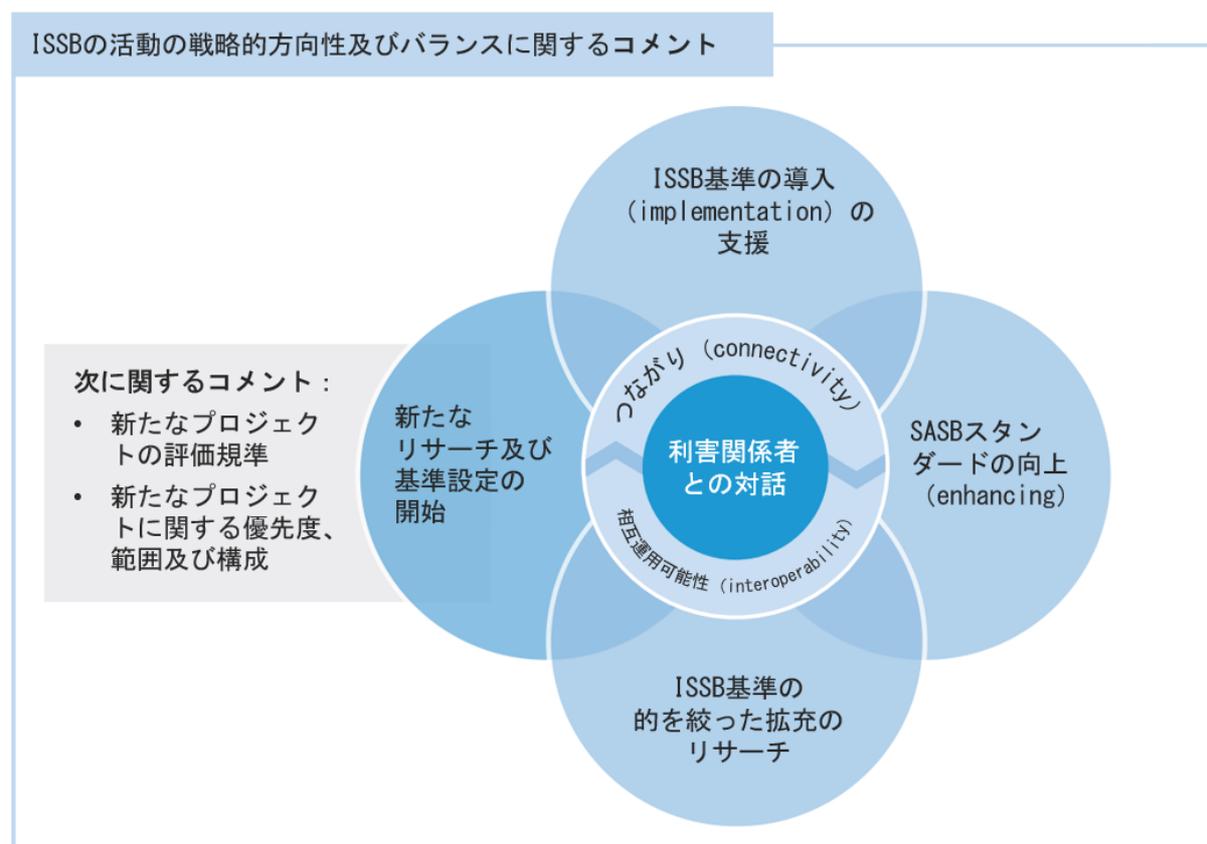
	開始ページ
はじめに	7
コメント提出者への質問	9
本協議の背景	15
ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス	16
ISSBの作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの優先度の評価規準	23
ISSBの作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト	24
付録A—新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト案の記述	28
付録B—情報要請に含めることを検討した、幅広く定義されたサステナビリティのトピック	42

## はじめに

### 本情報要請の目的

- 1 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、今後 **2 年間**の作業計画を、アジェンダの優先度に関する公開協議（アジェンダ協議）を経て開発し進める予定である。本アジェンダ協議の目的は、サステナビリティ関連財務報告に関心を有するすべての人々に、次についての見解を求めることである。
  - (a) ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス
  - (b) どのサステナビリティ関連事項（トピック、産業及び活動を含む。）を優先すべきか並びに ISSB の作業計画に追加すべきかについての評価規準の適切性
  - (c) ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトのリスト案

図 1 — 本アジェンダ協議で求めているフィードバックの概要（図の比率は正確ではない。）



### 本情報要請への回答はどのように ISSB に役立つのか

- 2 本情報要請への回答は、ISSB がその 2 年間の活動の優先順位を付けるのに役立つ。この期間は、作業計画の決定を受けて 2024 年に開始する。本アジェンダ協議が焦点を当

てるのは、サステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースライン<sup>a</sup>を提供するという ISSB の使命の一部を構成する活動であり、当該開示は企業の現在の及び潜在的な投資者、債権者及び他の融資者（すなわち、一般目的財務報告書の主要な利用者<sup>b</sup>）の情報ニーズを満たすものである。

## 本情報要請の構成

- 3 本情報要請は、次についての概要を提供している。
  - (a) 本アジェンダ協議の背景
  - (b) ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス
  - (c) どの新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトを優先事項と考え、ISSB の作業計画に追加すべきかについての評価規準案
  - (d) ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト案
- 4 本情報要請に回答するのに役立つための追加的な情報が次において提供されている。
  - (a) 付録 A—新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト案の記述
  - (b) 付録 B—本情報要請に含めることを検討した幅広く定義されたサステナビリティのトピック

---

<sup>a</sup> 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、「グローバル・ベースライン」が次を意味するとしている。IFRS サステナビリティ開示基準（ISSB 基準）が企業に要求することとなる開示案は、投資者、債権者及び他の融資者の情報ニーズを満たすように設計されていること、また、そうした開示において提供すべき情報は、IFRS 会計基準の適用（application）において用いられているものと整合する（consistent）、重要性の評価（a materiality assessment）に基づいていること、さらに、情報は、他の要求事項（特定の法域の規制上の要求事項など）を満たすために開示する情報とともに表示する場合があるが、その追加の情報によって不明瞭となつてはならないことである。デュー・プロセス及び書面投票の許可についての 2023 年 2 月のアジェンダ・ペーパー 3C 及び 4B の表 2 を参照のこと（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/february/issb/ap3c-4b-due-process-and-permission-to-ballot.pdf>）。

<sup>b</sup> この文書全体を通じて、「投資者」という用語は、一般目的財務報告書の主要な利用者を指すために用いられている。

## コメント提出者への質問

- 5 ISSB は、予備的なりサーチを実施し、本情報要請における事項について議論したが、ISSB は将来の作業計画に関して決定を行う前に幅広い利害関係者からのフィードバックを検討したいと考えている<sup>c</sup>。

投資意思決定に情報がもたらされる、将来のサステナビリティ関連財務報告を形成する上で皆様のフィードバックが不可欠である。

- 6 ISSB は、本情報要請で提示しているすべての事項についてコメントを求めている。すべての質問にコメントする必要はない。

### 質問 1 — ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス

第 18 項から第 22 項及び表 1 は、ISSB の作業に含まれる活動の概要を示している。

- (a) 優先度の最も高いものから最も低いものの順に、次の活動をどのように順位付けするか。
  - (i) 新たななりサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始
  - (ii) ISSB 基準 (IFRS S1 号及び IFRS S2 号) の導入 (implementation) の支援
  - (iii) ISSB 基準の的を絞った拡充 (enhancements) のリサーチ
  - (iv) サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の基準 (SASB スタンダード) の向上 (enhancing)
- (b) 順位付けした順番の理由を説明し、ISSB が各活動の中で優先すべき作業の種類を特定されたい。
- (c) ISSB の作業に含めるべき他の活動はあるか。ある場合、それらの活動について記述し、それらが必要である理由を説明されたい。

### 質問 2 — ISSB の作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ報告事項の評価基準

第 23 項から第 26 項は、作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ関連報告の論点の優先順位付けを行う際に、ISSB が用いることを提案している基準について論じている。

- (a) ISSB が適切な基準を識別したと考えるか。
- (b) ISSB は他の基準を考慮すべきか。すべきである場合、それはどのような基準で、その理由は何か。

<sup>c</sup> アジェンダ・ペーパー及び ISSB の議論からの要約にアクセスするには、また、本アジェンダ協議に関する直近の動向についての最新情報を得るには、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/issb-consultation-on-agenda-priorities/>に訪問されたい。さらに、我々がフィードバックを求めている、優先するサステナビリティ関連の報告事項を識別するための ISSB のリサーチの議論については、第 27 項から第 38 項を参照のこと。

**質問 3 — ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト**

第 27 項から第 38 項は、サステナビリティ関連のリサーチ及び基準設定のプロジェクトの識別に対する ISSB のアプローチの概要を示している。付録 A は、ISSB の作業計画に追加する可能性がある各プロジェクト案を記述している。

- (a) 新たな 2 年間の作業計画において新たなプロジェクトに関する ISSB のキャパシティが限定的であることを考慮に入れて、ISSB は集中的に取り組む単一のプロジェクトを優先し、そこで大きく進捗するようにすべきか、それとも ISSB は複数のプロジェクトに関して作業し、各々において少しずつ (incremental) 進捗するようにすべきか。
- (i) 単一のプロジェクトとする場合、どれを優先すべきか。付録 A の 4 つのプロジェクト案から選ぶか又は他のプロジェクトを提案してもよい。
- (ii) 複数のプロジェクトとする場合、どのプロジェクトを優先すべきか、また、最も高いものから最も低いものの順に、相対的な優先度はどのようなものか。付録 A の 4 つのプロジェクト案から選ぶか又は他のプロジェクトを提案してもよい。

**質問 4 — ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト：生物多様性、生態系及び生態系サービス**

**生物多様性、生態系及び生態系サービス**に関するリサーチ・プロジェクトは付録 A の A3 項から A14 項において記述されている。次の質問に回答されたい。

- (a) A11 項で識別されているサブトピックのうち、どの優先度が最も高いか。該当するだけの数を選択されたい。
- 選択したものの相対的な優先度について、特に投資者の情報ニーズを参照して説明されたい。
- 特定されていないサブトピックを提案してもよい。ISSB がフィードバックを分析するのに役立つため、可能な場合、次を示していただきたい。
- (i) サブトピック（並びに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会）の簡潔な記述
- (ii) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当該サブトピックの重要度 (importance) 並びに関連する情報の投資者にとっての有用性に関する見解
- (b) このトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会は、さまざまなビジネスモデル、経済活動及び特定の産業への参加を特徴付ける他の共通の特性、又は地理的な所在地によって実質的に (substantially) 異なっており、そうしたサステナビリティ関連のリスク及び機会に関してのパフォーマンスを捕捉するための指標 (measures) について、関連する産業、セクター又は地理的な所在地ごとに具体的に手直しする必要があると考えるか。

このトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会が、さまざまな産業、セクター又は地理的な所在地にわたり、(i) どのように実質的に (substantially) 異なるのか、又は、(ii) どのように実質的に (substantially) 同じであるのか、理由を説明し、例を示されたい。

## アジェンダの優先度に関する協議

- (c) このプロジェクトを実行するにあたり、ISSB は、投資者のニーズを満たすことに ISSB が焦点を当てていることを考慮しながら、本プロジェクトを促進するために、ISSB 並びに他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用し、基礎とする可能性がある。A13 項で参照されている資料又は組織のうち、ISSB が本プロジェクトを進める際に、どれを使用し優先すべきか。該当するだけの数を選択されたい。

選択したものと相対的な優先度について、特に投資者の情報ニーズを参照して説明されたい。特定されていない資料を提案してもよい。必要と考えるだけの数の資料を提案してもよい。ISSB がフィードバックを分析するのに役立つため、可能な場合、当該資料を検討することが重要である (important) と考える理由を説明されたい。

### 質問 5 — ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト：人的資本

**人的資本**に関するリサーチ・プロジェクトは付録 A の A15 項から A26 項において記述されている。次の質問に回答されたい。

- (a) A22 項で識別されているサブトピックのうち、どの優先度が最も高いか。該当するだけの数を選択されたい。

選択したものの相対的な優先度について、特に投資者の情報ニーズを参照して説明されたい。

特定されていないサブトピックを提案してもよい。ISSB がフィードバックを分析するのに役立つため、可能な場合、次を示していただきたい。

- (i) サブトピック（並びに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会）の簡潔な記述
- (ii) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当該サブトピックの重要度 (importance) 並びに関連する情報の投資者にとっての有用性に関する見解
- (b) このトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会は、さまざまなビジネスモデル、経済活動及び特定の産業への参加を特徴付ける他の共通の特性、又は地理的な所在地によって実質的に (substantially) 異なっており、そうしたサステナビリティ関連のリスク及び機会に関してのパフォーマンスを捕捉するための指標 (measures) について、関連する産業、セクター又は地理的な所在地ごとに具体的に手直しする必要があると考えるか。

このトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会が、さまざまな産業、セクター又は地理的な所在地にわたり、(i) どのように実質的に (substantially) 異なるのか、又は、(ii) どのように実質的に (substantially) 同じであるのか、理由を説明し、例を示されたい。

- (c) このプロジェクトを実行するにあたり、ISSB は、投資者のニーズを満たすことに ISSB が焦点を当てていることを考慮しながら、本プロジェクトを促進するために、ISSB 並びに他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用し、基礎とする可能性がある。A25 項で参照されている資料又は組織のうち、ISSB が本プロジェクトを進める際に、どれを優先すべきか。該当するだけの数を選択されたい。

選択したものと相対的な優先度について、特に投資者の情報ニーズを参照して説明されたい。特定されていない資料を提案してもよい。必要と考えるだけの数の資料を提案してもよい。ISSBがフィードバックを分析するのに役立つため、可能な場合、当該資料を検討することが重要である（important）と考える理由を説明されたい。

#### 質問6 — ISSBの作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト：人権

人権に関するリサーチ・プロジェクトは付録AのA27項からA37項において記述されている。次の質問に回答されたい。

- (a) 人権のトピックの中で、ISSBのリサーチにおいて優先すべきと考える特定のサブトピック又は論点はあるか。必要と考えるだけの数のサブトピック又は論点を提案してもよい。ISSBがフィードバックを分析するのに役立つため、可能な場合、次を示していただきたい。
- (i) サブトピック（並びに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会）の簡潔な記述
  - (ii) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当該サブトピックの重要度（importance）並びに関連する情報の投資者にとっての有用性に関する見解
- (b) このトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会は、さまざまなビジネスモデル、経済活動及び特定の産業への参加を特徴付ける他の共通の特性、又は地理的な所在地によって実質的に（substantially）異なっており、そうしたサステナビリティ関連のリスク及び機会に関してのパフォーマンスを捕捉するための指標（measures）について、関連する産業、セクター又は地理的な所在地ごとに具体的に手直しする必要があると考えるか。

このトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会が、さまざまな産業、セクター又は地理的な所在地にわたり、(i)どのように実質的に（substantially）異なるのか、又は、(ii)どのように実質的に（substantially）同じであるのか、理由を説明し、例を示されたい。

- (c) このプロジェクトを実行するにあたり、ISSBは、投資者のニーズを満たすことにISSBが焦点を当てていることを考慮しながら、本プロジェクトを促進するために、ISSB並びに他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用し、基礎とする可能性がある。A36項で参照されている資料又は組織のうち、ISSBが本プロジェクトを進める際に、どれを優先すべきか。該当するだけの数を選択されたい。

選択したものと相対的な優先度について、特に投資者の情報ニーズを参照して説明されたい。特定されていない資料を提案してもよい。必要と考えるだけの数の資料を提案してもよい。ISSBがフィードバックを分析するのに役立つため、可能な場合、当該資料を検討することが重要である（important）と考える理由を説明されたい。

**質問 7 — ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト：報告における統合**

**報告における統合**に関するリサーチ・プロジェクトが付録 A の A38 項から A51 項に記述されている。次の質問に回答されたい。

- (a) 報告における統合プロジェクトは、ISSB のリソースを集中的に (intensive) 使用する可能性がある。これは、トピック別に関連されている基準が開発されるペースを鈍らせる可能性があることを意味するが、一方で、IFRS 財団の一連の資料の価値全体を実現するのに役立つ可能性がある。ISSB の新たな 2 年間の作業計画の一部として、3 つのサステナビリティ関連トピック (生物多様性、生態系及び生態系サービス、人的資本並びに人権についてのプロジェクト案) との関連で、報告における統合プロジェクトを進めることについて、どのように優先順位を付けるか。
- (b) 報告における統合プロジェクトを優先事項として検討すべきと考える場合、必要となる調整の努力を考慮したときに、IASB との正式な共同プロジェクトとして進めるべきと考えるか、それとも ISSB のプロジェクト (正式な共同プロジェクトとしなくとも、依然として必要に応じて IASB からのインプットを活用できる。) として進めるべきと考えるか。
  - (i) 正式な共同プロジェクトを選好する場合、これをどのように実施すべきと考えるのか及びその理由を説明されたい。
  - (ii) ISSB のプロジェクトを選好する場合、これをどのように実施すべきと考えるのか及びその理由を説明されたい。
- (c) 報告における統合に関するプロジェクトを進めるにあたり、ISSB は次のものを基礎としたり、これらから諸概念を取り入れたりすべきと考えるか。
  - (i) IASB の公開草案「経営者による説明」。賛成の場合、ISSB がその作業に取り入れるべきだと考える具体的な概念を記述されたい。反対の場合、その理由を説明されたい。
  - (ii) 「統合報告フレームワーク」。賛成の場合、ISSB がその作業に取り入れるべきだと考える具体的な概念を記述されたい。反対の場合、その理由を説明されたい。
  - (iii) その他の情報源。賛成の場合、ISSB がその作業に取り入れるべきだと考える情報源及び具体的な概念を記述されたい。
- (d) ISSB が本プロジェクトを進める場合に、ISSB に対して他の提案はあるか。

**質問 8 — その他のコメント**

ISSB の活動及び作業計画に関して他にコメントはあるか。

## コメントの方法

- 7 ISSB は、オンラインのアンケートを使用してコメントを電子的に提出することを推奨する。

アンケート <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

- 8 別の方法として、ISSB は電子的に提出されたコメントレターを受け入れる。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

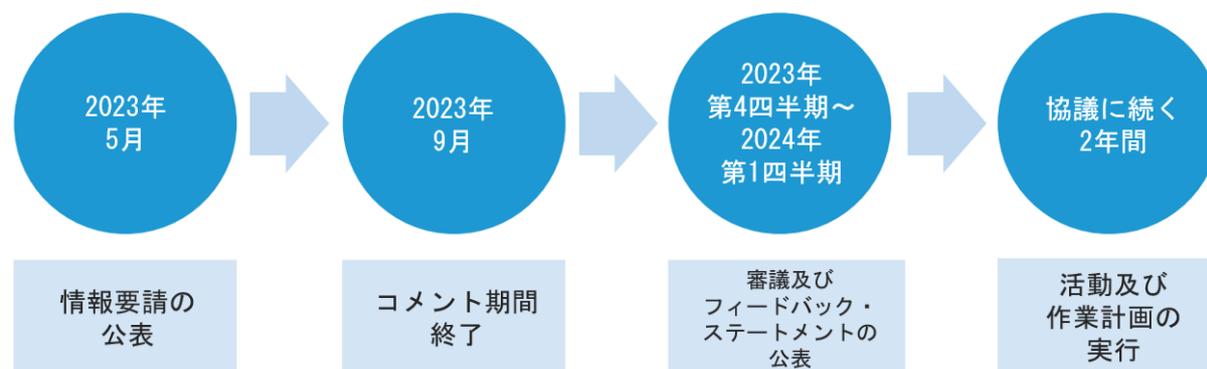
- 9 回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

## 期 限

- 10 本アジェンダ協議への回答の期限は、2023年9月1日である。ISSBはこの日までに受け取ったすべてのコメントを考慮する予定である。

## 次のステップ

図2—プロジェクト日程



- 11 ISSB は、本情報要請に対するフィードバックについて2023年後半に公開の会議で議論する予定である。審議の後に、ISSB は、当該フィードバック、ISSB の活動及び合意された2年間の作業計画を要約したフィードバック・ステートメントを公表する予定である。

## 本協議の背景

---

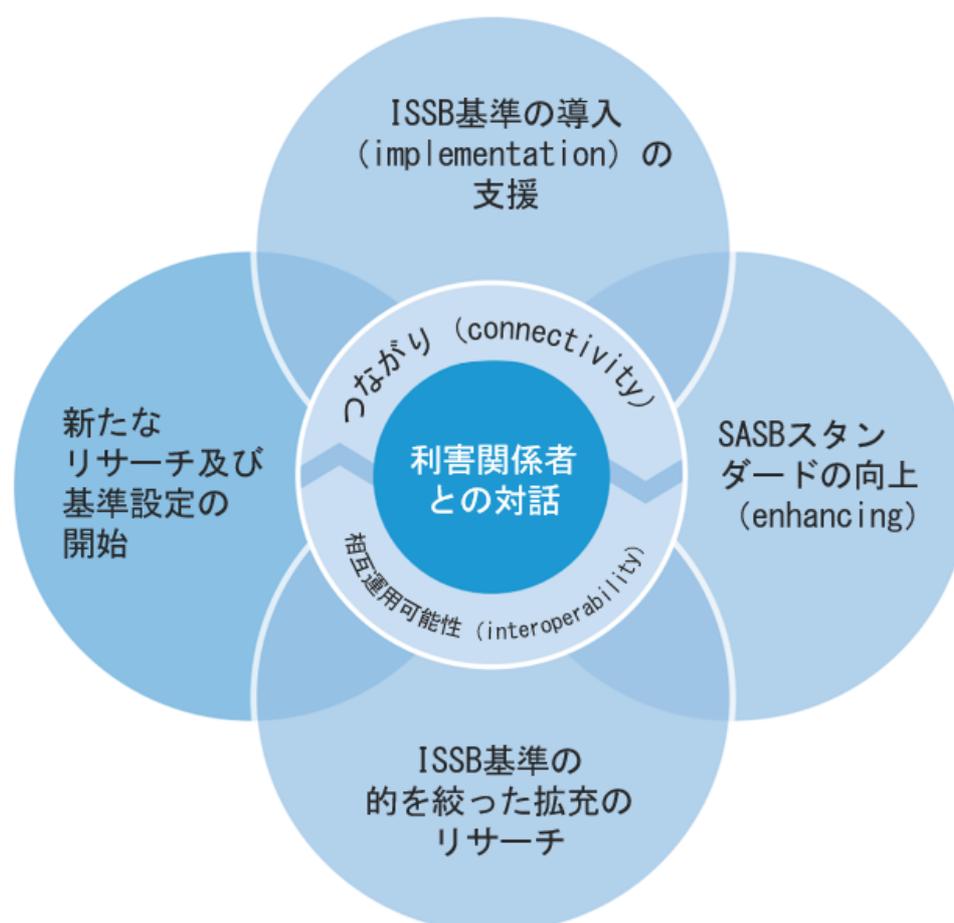
- 12 本アジェンダ協議は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」が完成した後の、ISSBの新しい作業計画に情報がもたらされることが意図されている。フィードバックは、ISSBの思考を形成するのに役立つ、ISSBの時間及びリソースの配分に情報がもたらされる。
- 13 本協議は、協議後の2年間のISSBの作業計画に関するものである。2年間は財務会計の基準設定のためのアジェンダ協議において通常考慮されるよりも短い期間である。例えば、国際会計基準審議会（IASB）は5年間の作業計画を示している。この短縮した期間をISSBが選好したのは次の理由からである。
- (a) 新たなりサーチ及び基準設定の作業に対応するISSBの能力は、当初はすでに約束している活動によって制限されることとなる（第18項から第22項及び表1におけるISSBの活動及び「基盤となる」と考えられる活動についての議論を参照のこと）。
  - (b) ISSBは、新たに発現するサステナビリティ関連のリスク及び機会の発生時に対応するための十分な柔軟性及びキャパシティを作業計画において維持しなければならない。
  - (c) ISSBは、サステナビリティ関連財務開示における進展及びISSB基準の導入（implementation）を反映するように将来の作業を修正することが必要となる場合がある。
- 14 ISSBは、IFRS S1号及びIFRS S2号を2023年の第2四半期に公表する見込みである。
- 15 ISSBの基準は、さまざまな利害関係者に影響を与えることとなる報告に根本的な（fundamental）変化をもたらすこととなる。したがって、IFRS S1号及びIFRS S2号が公表されてから、それらが生み出した基盤を速やかに支援し、それらを基礎とすることが重要（important）である。サステナビリティ開示に関するISSBのグローバル・ベースラインを提供するための基盤となる作業の一部が進行中である一方、この作業の他の諸側面はIFRS S1号及びIFRS S2号が公表されてから開始することとなる。
- 16 ISSBの活動は、2つの主要な作業に整理することができる。
- (a) 「基盤となる作業」 — IFRS S1号及びIFRS S2号が公表されてから、それらが生み出した基盤を基礎とする、約束された作業及び活動（第18項から第22項及び表1を参照のこと）
  - (b) 「新たなりサーチ及び基準設定の作業」 — ISSBが優先する可能性のある追加のプロジェクト（第27項から第38項及び付録Aを参照のこと）
- 17 本情報要請は、新たなりサーチ及び基準設定の作業の範囲、内容及び構成についてのフィードバックを求めている。基盤となる作業は、進行中であるか又は本協議が完了する前に開始する予定である。したがって、基盤となる作業の範囲、内容及び構成は、本アジェンダ協議の焦点ではない。

## ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス

---

- 18 本情報要請は、次の作業計画を構成する ISSB の活動の戦略的方向性及びバランスに関してのフィードバックを求めている。
- 19 次の作業計画の一部として、ISSB の活動は主として次のもので構成されることとなる。
- (a) 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始
  - (b) IFRS サステナビリティ開示基準 (ISSB 基準) の導入 (implementation) の支援
  - (c) ISSB 基準の的を絞った拡充のリサーチ
  - (d) SASB スタンドアードの向上
  - (e) ISSB 及び IASB のそれぞれの要求事項の間のつながり (connectivity) の確保
  - (f) ISSB 基準と他のサステナビリティ基準との相互運用可能性 (interoperability) の確保
  - (g) 利害関係者との対話
- 20 (a)は「新たなリサーチ及び基準設定」と関連しているが、(b)から(d)は「基盤となる作業」の一部である (第15項から第16項を参照のこと)。ISSB のすべての活動は、ある程度、サステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するという全体的な目的と相互に関連している。特に、(e)から(g)はISSB のすべての活動 (新たなリサーチ及び基準設定並びに基盤となる一連の作業を含む。) の核となるものである。ISSB の活動の相互関連した性質を図3において示している。この図の比率は正確ではないことに留意されたい。

図3 — ISSB の活動の概要



- 21 本情報要請は、ISSB がその活動の優先順位付けをどのようにすべきかに関してのフィードバックを求めている。回答者がフィードバックを提供するのに役立つため、表 1 は各活動の要約を含んでいる。
- 22 2021 年の創設以来、ISSB は IFRS S1 号及び IFRS S2 号を完成させるための活動に主に焦点を当ててきた。このため、ISSB は、各活動の優先度を見積る上で有益な、比較可能な過去数年の活動を有していない。その代わりに ISSB は、将来のリソース配分に情報がもたらされるように、ISSB の各活動の相対的な優先度に関するフィードバックを利用する予定である。

表1—ISSBの活動

活動	目的	活動の記述
<p>新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始</p>	<p>サステナビリティ関連トピックをリサーチし、適切な場合、新たなサステナビリティ関連の開示要求を開発する。</p>	<p>本情報要請において、ISSBは、その作業計画に含めることを検討すべき新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトのリスト案に関して利害関係者のフィードバックを求めている。提供されるフィードバックにより、ISSBの新たな作業計画に追加されるプロジェクトの最終的な範囲及び優先度に情報がもたらされることとなる。</p> <p>新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトのリスト案を識別し優先順位付けを行うためのISSBのプロセスの記述（第27項から第38項を参照のこと）及び用いられる規準（第23項から第26項）については、本情報要請の残りの部分を参照のこと。また、プロジェクト案の記述については付録Aを参照のこと。</p>
<p>ISSB基準の導入（implementation）の支援</p>	<p>利害関係者がISSB基準についての共通の理解を得ることを支援し、サステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインの提供を可能にする。</p>	<p>IFRS S1号及びIFRS S2号が生み出す基盤を支援し、サステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインの提供を可能にするため、ISSBは、ISSB基準の導入（implementation）を直接的に支援するための活動を行う。</p> <p>特に、ISSBは次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) ISSB基準の基礎となる（underpin）、核となる概念を説明し、作成者、監査人、投資者及び規制当局について識別された課題に対処することを支援するために、ガイダンス及び資料を開発又は強化する。これらの資料は、IFRS S1号及びIFRS S2号に含まれているか又はそれらとともに公表される資料を補完し補足するものとなる。</li> <li>(b) 基準の適用（application）を支援するためのプロセスを確立する（移行支援グループ（Transition Implementation Group）の設置を含む。）。</li> <li>(c) 世界中の法域（新興経済圏を含む。）におけるパートナーと対話し、ISSB基準の下で高品質の開示の提供を支援するための教育の提供及び認知の構築を行う。</li> <li>(d) ISSB基準に従って作成される報告書の効果的かつ効率的なデジタル利用及び交換を促進するため、[タクソノミ案]「IFRSサステナビリティ開示タクソノミ」の公開草案及び付属ガイダンス（supporting guidance）を公表する。</li> </ul>

## アジェンダの優先度に関する協議

活動	目的	活動の記述
ISSB 基準の的を絞った拡充の研究	ISSB 基準の下での開示の拡充 (enhancement) を支援する。	<p>ISSB 基準の導入 (implementation) を支援するための活動に加えて、ISSB は、ISSB 基準の的を絞った拡充 (enhancement) の領域を評価するための研究及び協議を継続する<sup>d</sup>。とりわけ、この作業は、自然及び低炭素経済への「公正な移行」に関連する、気候に近接する (climate-adjacent) リスク及び機会の開示についてのガイダンスを提供することによって、IFRS S2 号の適用 (application) を拡充する可能性がある<sup>e</sup>。この作業は IFRS S2 号の適用 (application) の基盤となるものである。なぜなら、気候関連開示に対して全体的に (holistic) アプローチすることを可能にし、急速に変化する気候関連のリスク及び機会の状況、並びに新たに生じる投資者のニーズに対応するものであるからである。この作業に含まれる研究及び協議の活動は、次のことを目指す。</p> <p>(a) 気候及び自然の中核 (nexus) にあるリスク及び機会 (例えば、水及び森林伐採に関するもの) だけでなく、社会経済的な諸側面と密接に関連したリスク及び機会 (低炭素経済への公正な移行など) も識別する。</p> <p>(b) 気候に近接する (climate-adjacent) リスク及び機会並びに関連する指標と、気候関連の戦略及び移行計画の、所在地 (location) 別、バリュー・チェーン別及び産業別の諸側面を探究する。</p>

<sup>d</sup> 新たな ISSB 基準の公表後、ISSB は、サステナビリティ関連財務報告の改善の必要性を示す証拠がある場合にこれに対応するために待機する。この証拠は、各種メカニズムのうちとりわけ、適用後レビュー (PIR) から生じる場合がある。PIR の目的は、新たな要求事項を適用することによりサステナビリティ関連財務報告の利用者、作成者、監査人及び規制当局に与える影響が、ISSB がそれらの新たな要求事項を開発する際に意図したとおりかどうかを評価することである。PIR を開始するのは、最も早い場合で、新たな要求事項が導入 (implemented) されてから少なくとも 24 か月間経過した後である。この期間を踏まえると、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」又は IFRS S2 号「気候関連開示」についての PIR は、次の 2 年間の作業計画についての ISSB の活動の範囲に含まれない。

<sup>e</sup> 公正な移行の普遍的に認められた定義はないが、国際労働機関 ([https://www.ilo.org/global/topics/green-jobs/WCMS\\_824102/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/global/topics/green-jobs/WCMS_824102/lang-en/index.htm) を参照のこと) は、公正な移行について、「関係するすべての者に対して可能な限り公正かつ包摂的な方法で経済を緑化し、適切な労働機会を生み出し、取り残される人を出さないこと」と定義している。最近、公正な移行の概念は、気候変動を語る際に、社会全体 (すなわち、すべてのコミュニティ、すべての労働者、すべての社会集団) をネットゼロの将来への中心 (pivot) に導くことを確保するために、ますます多く参照されるようになってきている。したがって、この概念は、気候対策における社会的公正及び公平を提唱するために幅広く用いられている (UNDP, 2022, <https://www.undp.org/publications/how-just-transition-can-help-deliver-paris-agreement> を参照のこと)。

活動	目的	活動の記述
SASBスタンダードの向上	SASBスタンダードの向上及び維持管理を支援する。	<p>2022年8月、IFRS財団と価値報告財団（VRF）との統合が完了した。IFRS財団は、VRFのリソースを管理することとなり、これにはSASBスタンダードが含まれる<sup>f</sup>。産業別のSASBスタンダードは、IFRS S1号（企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別する際に参照しなければならない資料として<sup>g</sup>）及びIFRS S2号（IFRS S2号に含まれる産業別ガイダンスの基盤として<sup>h</sup>）の両方において重要な（important）役割を果たす。</p> <p>SASBスタンダードの向上及び維持管理に関するISSBの活動は、IFRS S1号の適用（application）時に、投資者に関連性のあるさまざまなサステナビリティ関連の主題（気候関連以外）の開示を支援することとなる。これらの活動は、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会にわたって意思決定に有用な情報を投資者に提供する企業にとって釣合いの取れた（proportionate）ものとなるように設計された産業別の開示の情報源を提供することによって、ISSB基準の導入（implementation）を支援することにもなる。ISSBは、SASBが用いる産業別のアプローチを基準設定プロセスに組み込む予定である。</p> <p>SASBスタンダードに関連するISSBの活動には、次のことが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) SASBスタンダードの国際的な適用可能性の向上（更新された国際的に適用可能なSASBスタンダードの公表を含む。）</li> <li>(b) SASBから引き継いだ産業別のリサーチ及び基準設定の作業の推進（当初の焦点は、IFRS財団がSASBスタンダードに関する責任を負う前にSASBスタンダードの変更に関する提案が公表されていたプロジェクト<sup>i</sup>）</li> <li>(c) リサーチ、協議、アウトリーチ及びSASBスタンダードの改訂を通じてのSASBスタンダードの維持管理</li> </ul> <p>この作業から生じるSASBスタンダードの更新又は修正の提案は、いずれもIFRS財団のデュー・プロセスに従った協議の対象となる。</p>

<sup>f</sup> プレスリリース「IFRS財団が価値報告財団（VRF）との統合を完了」参照のこと（<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/08/ifrs-foundation-completes-consolidation-with-value-reporting-foundation/>）。

<sup>g</sup> 2023年2月の会議で、ISSBは、IFRS S1号がSASBスタンダードをサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し関連する開示を作成するために考慮することを要求することを決定した。2023年2月のデュー・プロセス及び書面投票の許可についてのアジェンダ・ペーパー3C及び4Bの第16項及び表2を参照のこと（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/february/issb/ap3c-4b-due-process-and-permission-to-ballot.pdf>）。

<sup>h</sup> 2023年2月の会議で、ISSBは次のことを決定した。(i) IFRS S2号は産業別の開示を提供することを企業に要求する。(ii) S2基準案の付録Bとして公開された内容は、企業が産業別の開示を提供する際に参照し考慮しなければならない例示として分類するが、さらなる協議を条件として、将来的には当該資料を強制力のあるものとする意図を表明する。2023年2月のデュー・プロセス及び書面投票の許可についてのアジェンダ・ペーパー3C及び4Bの第16項及び表2を参照のこと（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/february/issb/ap3c-4b-due-process-and-permission-to-ballot.pdf>）。

<sup>i</sup> IFRS財団によるVRF統合の時点で進行中であったリサーチ及び基準設定のプロジェクトの詳細については、SASBプロジェクトのウェブページを参照のこと（<https://www.ifrs.org/projects/sasb-standards-projects/>）。

## アジェンダの優先度に関する協議

活動	目的	活動の記述
<p>第 20 項で議論し、図 3 に示しているように、ISSB と IASB の要求事項の間のつながり (connectivity)、他のサステナビリティ基準設定主体の資料との相互運用可能性 (interoperability) 及び利害関係者との対話は、ISSB のすべての活動の核になるものであり、投資者のニーズを満たすためのサステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するという ISSB の使命の基盤となるものである。</p>		
<p>ISSB 及び IASB のそれぞれの要求事項の間のつながり (connectivity) の確保</p>	<p>サステナビリティ関連財務情報と財務諸表とを含んだ一般目的財務報告の一体的かつ包括的なシステムの提供を促進する。</p>	<p>ISSB と IASB は、両者のテクニカルスタッフとともに、両者の作業を調整して、つながりのある報告 (connected reporting) を可能にするためのプロセスを確立し、IASB と ISSB のそれぞれの要求事項が両立可能となり (compatible)、潜在的な不整合及び矛盾を避けることを確保している。IASB とのつながり (connectivity) は、ISSB の現在及び将来のすべての作業に不可欠である。</p> <p>IASB と ISSB との協力は、さまざまな形をとる可能性がある。多くの場合、知識及び資料の共有を伴うこととなる。例えば、IFRS S1 号は、多くの場合に IFRS 会計基準の要求事項に由来する全般的要求事項を含んでおり、ISSB は IASB と同一の重要性の定義を用いている。場合によっては、これはそれぞれの要求事項が両立可能で (compatible) 補完的となることを確保するための共同作業 (例えば、IFRS S2 号の要求事項が、財務諸表における気候関連リスクについての IASB のプロジェクトのアウトプットと両立可能で (compatible) 補完的となることを確保すること) を伴う可能性がある<sup>j</sup>。</p> <p>同じ趣旨で、ISSB は、ISSB と IASB のそれぞれの作業の一体性を確保するために、サステナビリティ関連の考慮事項のある他のプロジェクト又は活動について IASB と協力する可能性がある (例えば、無形資産及び排出物価格設定メカニズム (pollutant pricing mechanism) についての IASB のパイプライン・プロジェクトについてのサステナビリティ関連の考慮事項) <sup>k</sup>。</p>

<sup>j</sup> IASB の財務諸表における気候関連リスクのプロジェクトのページを参照のこと (<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/climate-related-risks-in-the-financial-statements/>)。

<sup>k</sup> IASB のパイプライン・プロジェクトの要約を参照のこと (<https://www.ifrs.org/projects/pipeline-projects/>)。

活動	目的	活動の記述
ISSB 基準と他のサステナビリティ基準との相互運用可能性 (interoperability) の確保	サステナビリティ関連開示に関する他の法域の取組み及び自主的な取組みとの相互運用可能性 (interoperability) を支援するサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインの提供を促進する。	<p>ISSB の使命は、投資者のニーズを満たすためのサステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供することである。ISSB 基準はビルディング・ブロック・アプローチを促進するように設計されている。ビルディング・ブロック・アプローチは、法域が ISSB 基準を採用した上で必要な場合に開示要求を追加することによって、企業報告のニーズを満たすことを可能にする。したがって、相互運用可能性 (interoperability) は ISSB の現在及び将来のすべての作業 (将来のリサーチ及び基準設定のプロジェクトを含む。) についての考慮事項である。</p> <p>ISSB は、他のサステナビリティ基準設定主体及びフレームワーク提供者 (法域のものとする自主的なもの) と協力して、報告の負担、コスト及び複雑性を最小限にするため、ISSB 基準を他のサステナビリティ報告基準と相互運用可能な (interoperable) 方法で効果的に企業が導入 (implemented) し適用 (applied) することができることを確保する。ISSB は、利害関係者、サステナビリティ基準設定主体及びフレームワーク提供者 (グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)<sup>1</sup>を含む。) との対話 (法域別ワーキンググループ及びサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラムを通じての対話を含む。) を通じて、この作業を継続する。</p> <p>IFRS S1 号及び IFRS S2 号が公表されたならば、ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を使用する人々を支援し、これら 2 つの基準書をどのように他の財務報告及びサステナビリティ報告の基準とつながりがあり (connected) 相互運用可能な (interoperable) 方法で効果的に企業が導入 (implemented) し適用 (applied) できるのかに関するガイダンスを提供するための活動を実施することを意図している。</p>
利害関係者との対話	基準のグローバルな使用を促進し、高品質なサステナビリティ関連報告の要求事項の開発のためのインプットを入手する。	ISSB は、さまざまな経歴及び地域からの利害関係者 (ISSB の諮問機関及び協議グループ、外部のイベント及びカンファレンス、プロジェクト・アウトリーチ並びに ISSB シンポジウムを含む。) と対話する。ISSB は、利害関係者との会合のための資料を作成し、IFRS ウェブサイト上の利害関係者向けコンテンツを作成する。

<sup>1</sup> ISSB とグローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) は、2022年3月に覚書に調印しており、それぞれの作業計画を調整し、可能な場合には整合させることで合意している (<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/03/ifrs-foundation-signs-agreement-with-gri/>)。

## ISSB の作業計画に追加する可能性のある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの優先度の評価規準

- 23 本情報要請は、ISSB が作業計画に追加する可能性のあるプロジェクトを評価するにあたり考慮する規準についてのフィードバックを求めている。
- 24 ISSB は、作業計画のための潜在的な新たなリサーチ又は基準設定のプロジェクトの評価を、主として当該プロジェクトが、IFRS S1 号の目的に従って、投資者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際の情報ニーズを満たすことになるかどうかを決定するために行う<sup>4</sup>。表 2 は、ISSB が作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ関連事項の優先度を評価する際に考慮する規準を示している。

表 2—ISSB の提案している規準

ISSB は潜在的なプロジェクトが投資者のニーズを満たすことになるかどうかを決定するにあたり 7 つの規準を考慮する
① 投資者にとっての当該事項の重要度 (importance)
② 企業が当該事項に関する情報を開示する方法に欠陥があるかどうか
③ 当該事項が影響を与える可能性が高い企業の種類 (当該事項が一部の産業及び法域で、他よりも広まっている (prevalent) かどうかを含む。)
④ 当該事項が企業にとってどのくらい普及している (pervasive) 可能性が高いか、又はどのくらい深刻である (acute) 可能性が高いか
⑤ その潜在的なプロジェクトは、作業計画における他のプロジェクトとどのように相互につながりを有するか
⑥ 潜在的なプロジェクト及びその解決策の複雑性及び実行可能性
⑦ ISSB 及び利害関係者が当該プロジェクトを適時に進めるためのキャパシティ

- 25 作業計画に追加する可能性のある潜在的なプロジェクトの優先度は、判断の問題である。したがって、各規準の相対的な重要度は、その可能性があるプロジェクトを取り巻く状況に応じて異なる可能性が高い。
- 26 表 2 の規準は、IASB が第 3 次アジェンダ協議で用いたものと同様である<sup>5</sup>。これらの規準は ISSB の作業計画に追加すべきプロジェクトの優先度を決定するための主要な考慮事項であるが、相互運用可能性 (interoperability) の重要度 (importance) を踏まえると、ISSB は他の法域の及び自主的なサステナビリティ基準設定主体及びフレームワーク提供者の作業の流れも考慮する。

<sup>4</sup> 2023 年 2 月のデュー・プロセス及び書面投票の許可に関するアジェンダ・ペーパー 3C 及び 4B の第 16 項及び表 2 を参照のこと (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/february/issb/ap3c-4b-due-process-and-permission-to-ballot.pdf>)。

<sup>5</sup> IASB の第 3 次アジェンダ協議を参照のこと (<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2022/2020-agenda-consultation/#final-stage>)。

## ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト

- 27 本情報要請は、ISSB が作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ関連の報告事項についてのフィードバックを求めている。
- 28 付録 A は、ISSB が新たな作業計画の一部としてリサーチする可能性があるサステナビリティ関連の報告事項の優先順位を付けたリストを提案している。ISSB は、適切な場合には、これらの事項の一部又は全部について新たな基準設定を進める可能性がある。ISSB は、利害関係者に焦点を当てる領域を提案するよう白紙で (open) 要請したり、潜在的な焦点を当てる領域のより長いリスト (その全部を新たな作業計画において進めるキャパシティを ISSB が有しているわけではない。) を提案したりせずに、優先順位を付けた事項のリストに対してのフィードバックを求めることを決定した。ISSB がサステナビリティ関連の報告事項の優先順位を付けたリストに対するフィードバックを求めているのは、主として、ISSB がフィードバックを収集し分析して、そこから結論を導き出すことのできる効率性を高めるためである。優先すべきだと考える他のプロジェクトがある場合には、本情報要請での質問への回答としてそのようなフィードバックを提供してもよい。しかし、フィードバックの焦点を付録 A における優先順位を付けたリストに当てることで、ISSB が新たな作業計画を最終化し、新たなプロジェクトの開始をより適時に行うことが可能になる。

### 優先されるサステナビリティ関連の報告事項を識別するための ISSB のプロセス

- 29 ISSB が作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ関連の報告事項の優先順位を付けたリストを作成するため、ISSB はさまざまな情報源及びインプットを検討した。特に重点を置いたのは、統合された組織、すなわち、気候開示基準委員会 (CDSB) 及び VRF (SASB と国際統合報告評議会により創設) の長年の技術的活動及び市場アウトリーチ、並びに諮問機関及び常設の協議グループのインプットである。また、IFRS 財団の技術的準備ワーキンググループ (TRWG) の提言も考慮された。TRWG が ISSB に提供したものの中に、潜在的なアジェンダ項目に関する提言があった<sup>6</sup>。
- 30 作業計画において考慮すべきさまざまなサステナビリティ関連の報告事項を識別するため、ISSB はさまざまな内部及び外部の情報源をレビューした。内部の資料には次のものが含まれていた。
- (a) 2020年9月にIFRS財団の評議員会が公表した「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」に対する一般からのフィードバック

<sup>6</sup> TRWG は、ISSB が迅速なスタートを切れるように IFRS 財団の評議員会が創設した。TRWG に参加した組織は、IASB、CDSB、VRF、金融安定理事会の気候関連財務開示に関するタスクフォース、並びに世界経済フォーラム及びそのステークホルダー資本主義の指標イニシアティブ (Measuring Stakeholder Capital Initiative) であった。TRWG の提言は 2021 年 11 月に「技術的準備ワーキンググループの作業プログラムの要約」の中で公表された。<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/trwg/summary-of-the-trwg-work-programme.pdf> を参照のこと。

## アジェンダの優先度に関する協議

- (b) IFRS S1 号[案]及び IFRS S2 号[案]に対する一般からのフィードバック
  - (c) CDSB 及び VRF のアジェンダの優先度
  - (d) 協議機関及び諮問機関（TRWG を含む。）からのインプット
- 31 次を含む外部の資料もレビューされた。
- (a) 他のサステナビリティ基準設定主体及びフレームワーク提供者が公表した基準、ガイダンス、提言及び作業計画
  - (b) サステナビリティ関連情報の測定及び開示に焦点を当てた市場主導の取組みの作業
  - (c) 世界中の法域における規制及び政策の動向
  - (d) 投資者グループの優先事項
  - (e) さまざまな産業及び地理的状況において企業によって行われた開示
- 32 このリサーチを利用して、ISSB は、新たな作業計画に含めることを検討する可能性がある幅広く定義されたサステナビリティのトピックの予備的リストを作成した。幅広く定義されたサステナビリティのトピックは付録 B に要約している。
- 33 付録 B において要約されている幅広く定義されたサステナビリティのトピックに加えて、ISSB は、サステナビリティ関連財務開示及び財務諸表において提供される情報の間のつながり（connections）を改善することとなるプロジェクトを作業計画のために検討した。これには、潜在的に IASB と共同で進める可能性があるプロジェクトの検討が含まれていた。特に、ISSB は IASB の作業計画及び IFRS 財団の資料（「統合報告フレームワーク」を含む。）のうち重大な（significant）サステナビリティ関連の影響を有する可能性があり、したがって、ISSB の作業に影響を有する可能性のあるものを考慮した。IASB の作業計画にあるプロジェクトのうちサステナビリティ関連の影響が軽微で ISSB のキャパシティのうち限定的な量しか必要としないものは、考慮されなかった<sup>7</sup>。
- 34 ISSB が新たな作業計画の一部として新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトに着手するための予想される利用可能なキャパシティの文脈において、ISSB は、新たな作業計画に含めることを検討すべきプロジェクトのリストの探究及び優先順位付けを行うために、さまざまなリサーチ及びアウトリーチを実施した。
- 35 アウトリーチは主として ISSB のテクニカルスタッフ及び ISSB の理事が実施し、諮問機関及び協議グループ（IFRS 諮問会議、サステナビリティ協議委員会、ISSB 投資者諮問グループ、及び技術的リファレンス・グループを含む。）と会合を行った。ISSB はこれらの諮問機関及び協議グループの見解を考慮したが、どのグループからも潜在的なプ

<sup>7</sup> 国際会計基準審議会（IASB）と ISSB は、つながり（connectivity）を促進するようなプロジェクトについて協力する場合があるが、本文書は、作業計画への影響を考慮して、より大規模なプロジェクトに焦点を当てた。

プロジェクトについての合意された見解を求めなかった。その代わりに、彼らのインプットは ISSB の全体的なリサーチ及びアウトリーチの文脈において考慮された。

- 36 また、ISSB は、潜在的なプロジェクトを第 23 項から第 26 項に示した規準を用いて評価するために、さまざまな情報源も分析した。この作業には、次のものの分析が含まれていた。
- (a) 特定のサステナビリティ関連の主題に関連した、(2021 年 8 月から 2022 年 9 月の期間に) 運用資産が 3 千億米ドル超であったサステナビリティ関連ファンドのデータベース
  - (b) 2008 年から 2020 年の 200,000 件超の国際的な収支報告のデータベース
  - (c) 2022 年の米国の委任状投票シーズン中に行われた株主提案の要約
  - (d) IFRS S1 号[案]及び IFRS S2 号[案]に対して寄せられた利害関係者の回答
  - (e) サステナビリティ関連のリスク及び機会の測定及び開示に焦点を当てた国際的な市場主導の取組み及び団体の公表物
  - (f) 法域の及び自主的な基準設定主体の基準及び提案
- 37 また、ISSB は、重大な (significant) サステナビリティ関連の影響を有する IASB プロジェクトの範囲及び時期を理解するため、IASB の理事及びテクニカルスタッフとも対話した。
- 38 このリサーチ及びアウトリーチから情報がもたらされ、また、新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトについて ISSB が見積ったキャパシティを考慮に入れて、ISSB は、フィードバックを求める 4 つのサステナビリティ関連の報告事項を優先順位の高いものとした (付録 A を参照のこと)。
- (a) 生物多様性、生態系及び生態系サービス (A3 項から A14 項)
  - (b) 人的資本 (A15 項から A26 項)
  - (c) 人権 (A27 項から A37 項)
  - (d) 報告における統合 (integration in reporting) (A38 項から A51 項)

## キャパシティの指標

- 39 新たなサステナビリティ関連のリサーチ及び基準設定のプロジェクトを新たな作業計画に追加するための ISSB のキャパシティに関する情報は、回答者が本情報要請に回答する助けとなる場合がある。作業計画についての最終決定は、本情報要請からのフィードバックを、新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトに対する ISSB の利用可能なキャパシティの文脈で考慮することになる。ISSB は、選択したトピックに関して大きく進捗するために集中的に取り組む 1 つ又は 2 つのリサーチ・プロジェクトを追加すること

## アジェンダの優先度に関する協議

を決定する可能性もあれば、より多くのプロジェクトを追加してそれらのすべてについて少しずつ進捗することを決定する可能性もある。重要な (important) 考慮事項には、IFRS S1号の適用 (application) を支援するためのサステナビリティ関連トピック (第 38 項(a)から(c)に挙げたプロジェクト) 及び報告の統合をさらに進めるためのプロジェクト (第 38 項(d)に挙げたプロジェクト) にどの程度、優先度を与えるべきかという点もある。したがって、我々は、プロジェクトを順番に進めるべきか、また、どのような順序で進めるべきか、それとも、開発のペースに影響を与えることを理解しながら、同時に進めるべきかについての回答者の見解を理解したいと考えている。

- 40 付録 A に記述した潜在的な新たなサステナビリティ関連の研究及び基準設定のプロジェクトは、すべて「大規模 (large)」プロジェクトと考えられる研究・プロジェクトである。これらのプロジェクトはすべて、当該プロジェクトで検討しようとする論点について、合意に至り、また適切な場合に基準設定に進むためには、外部のリソースと ISSB のリソースの両方の広範な研究及び分析が必要になると見込まれる。
- 41 すべてのプロジェクトが「大規模 (large)」プロジェクトと考えられるため、ISSB が 2 年間の作業計画の一部として、ISSB 基準書を提供するか又は付録 A に含まれているプロジェクトの「すべて」について大幅に進めるためのキャパシティを有することとなる可能性は低い。したがって、ISSB は、ISSB のリソース配分に情報がもたらされ、どのプロジェクトを ISSB の次の 2 年間の作業計画に追加すべきかを決定するために、新たな研究及び基準設定のプロジェクトの相対的な優先度に関するフィードバックを求めている。
- 42 すべてのプロジェクトは、サステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインの提供を支援することを意図したものである。これらのプロジェクトは、発見事項及び結果によっては、将来の ISSB 基準につながる場合がある。
- 43 ISSB は主として付録 A に記述したプロジェクト案に対するフィードバックを求めているが、潜在的なプロジェクトの規模又は範囲にかかわらず、付録 B に示したものも含め、回答者は ISSB が考慮すべき他のサステナビリティ関連の報告事項を提案してもよい。付録 A に記述した優先プロジェクトと比較して、それらのサステナビリティ関連の報告事項に置かれる重要度 (importance) 及び ISSB の全体的なリソース配分に対する影響を ISSB が理解することが特に重要 (important) となる。

## 付録 A — 新たなリサーチ及び基準設定プロジェクト案の記述

- A1 第 27 項から第 38 項で議論したように、この付録は、ISSB がリサーチ及びアウトリーチを通じて優先的なサステナビリティ関連の報告事項として識別したリサーチ及び基準設定のプロジェクト案を記述している。
- A2 この付録は、ISSB の潜在的なプロジェクトの網羅的なリスト又は作業計画案を表すものではない。ISSB の作業計画は、本アジェンダ協議に対するフィードバックから情報もたらされることとなる。ISSB は、IFRS 財団のデュー・プロセスに従うことを条件に、プロジェクトのリサーチ・フェーズの間に、1 組の新たなトピックを作業計画に追加し、各プロジェクトの範囲をさらに精緻化する可能性がある（例えば、ISSB はサブトピックに関する特定のプロジェクトに着手する可能性がある。）。

### 生物多様性、生態系及び生態系サービス

#### トピックの記述

- A3 生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）は、本質的につながりがある（linked）。**生物多様性**<sup>1</sup>は、自然のシステムの基本的な特徴であり、機能的で生産的でレジリエンスを有する**生態系**<sup>2</sup>を代理するもの（proxy）であり、生態系は地球上の生命が依存する**生態系サービス**<sup>3</sup>を提供することができる。生態系サービスの例は、とりわけ、気候調節（climate regulation）（例えば、炭素隔離（carbon sequestration）を通じて）、原材料及び水の供給、花粉媒介、並びに害虫及び洪水のコントロールである。人間は、このグローバルなシステムの不可欠の構成要素であり、生態系サービスの受益者であるとともに、BEES の変化及び維持への主要な寄与者の 1 つである。例えば、先住民は BEES の維持及び受託責任において不可欠な（critical）役割を果たしている。世界の地表の 25% 超に対する所有権を管理又は保有し、すべての陸上保護地域及び生態学的に手つかずの風景の約 40% を往来し<sup>4</sup>、グローバルの生物多様性の約 80% を支えているからである<sup>5</sup>。したがって、BEES は、気候変動などの他の環境トピックのほ

<sup>1</sup> 生物多様性とは、陸上、海洋及びその他の水界の生態系、及びそれらが一部を構成する生態系的複合体を含むすべての源泉からの生命体の間での変異性である。これは種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性が含まれる。（国連「生物の多様性に関する条約」、第 2 条、1992、<https://www.cbd.int/doc/legal/cbd-en.pdf>）

<sup>2</sup> 生態系とは、機能的な単位として相互作用する、植物、動物及び微生物の共同体並びに無生物環境の動的な複合体である（国連「生物の多様性に関する条約」、第 2 条、1992、<https://www.cbd.int/doc/legal/cbd-en.pdf>）。生態系の例として、温帯落葉樹林、沿岸三角州、熱帯雨林及び森林泥炭、又は潮間帯樹林及び灌木地（マングローブなど）がある（IUCN 'IUCN Global Ecosystem Typology 2.0', 2020, <https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2020-037-En.pdf>）。

<sup>3</sup> 生態系サービスとは、経済活動その他の人間の活動において用いられる便益への生態系の寄与である（国連「国連環境経済勘定—生態系勘定」、2021、<https://seea.un.org/content/system-environmental-economic-accounting-ecosystem-accounting-white-cover-version>）。

<sup>4</sup> S.T. Garnett et al. 'A spatial overview of the global importance of indigenous lands for conservation'. *Nature Sustainability*, vol. 1. no. 7, 2018, pp. 369-374.

<sup>5</sup> C. Sobrevilla 'The role of indigenous peoples in biodiversity conservation: the natural but often forgotten partners', World Bank Group, Washington, D.C., 2008, <http://documents.worldbank.org/curated/en/995271468177530126/The-role-of-indigenous-peoples-in-biodiversity-conservation-the-natural-but-often-forgotten-partners>.

## アジェンダの優先度に関する協議

か、社会経済的なトピックと本来的につながりがある。

- A4 BEES の変化は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に寄与する可能性が高い。すべての人間の活動（経済活動を含む。）は BEES に依存しており、その反面で、BEES の効果的な維持、保全及び回復は人々に依存する。ある生物種又は天然資源が減少又は喪失した場合、生態系の健全性が変化する。生態系の機能が低下し、関連する生態系サービスも低下して、企業にとってのリスクが生じる場合がある。例えば、花粉媒介者の減少（これは作物などの不可欠な（critical）原材料の供給に影響を与える可能性がある。）からビジネスにとっての物理的リスクが生じる場合がある。これは事業を混乱させ、売上の喪失につながる可能性がある。BEES に関する規制の状況は進展しつつあり、多くの場合に気候アジェンダと接点があり、これがビジネスにとっての潜在的な移行リスクを生み出している。例えば、「昆明・モンリオール生物多様性フレームワーク」は、グローバルな保護地域の範囲の増大を狙いとしたグローバルなゴール及び目標を設定しており、これは地上と海洋の両方でのサプライ・チェーンの重大な（significant）シフトを必要とする可能性がある<sup>7</sup>。

### このトピックが優先事項である理由

- A5 BEES に関する論点は、投資者からますます多くの関心を寄せられている。人間の活動（ビジネスを含む。）は直接的及び間接的に BEES の変化に寄与してきた。消費、生産、貿易及び技術革新は、土地及び海洋の利用の変化、生命体の直接的な利用、気候変動、汚染並びに侵略的な外来種を生じさせており、これらはすべて BEES の喪失の直接的な要因である。それでも企業は生物多様性の維持、保全及び回復に寄与することができ、そこから便益を得ることができる。これは原材料の供給及び価格設定の安定性の向上のほか、生産へのインプットのコストの削減により（例えば、水の浄化により）、ビジネスのレジリエンスの向上につながる可能性がある。
- A6 生物多様性の喪失は、財務的な安定性に対する重大な（significant）脅威となる<sup>8</sup>。世界経済フォーラムによるリサーチが示すところでは、44 兆米ドルの経済価値創出（世界の GDP の半分超）が、自然及び自然が提供する生態系サービスに直接的に依存している<sup>9</sup>。多くの生態系サービスは置換可能ではなく、また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の調査などで、ほとんどの

---

<sup>6</sup> 生態系の健全性は、生態系の状態を記述するために使用される。健全な生態系についての普遍的に認められたベンチマークはない。むしろ、生態系の見た目の健全性の状況は、評価するためにどの指標を用いるのか及びどの社会的志向を評価の原動力とするのかに応じて、異なってくる可能性がある（IPBES, 'Glossary – ecosystem health', 2019, <https://ipbes.net/glossary/ecosystem-health> を参照のこと）。

<sup>7</sup> Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity 'Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework', Montreal, 2022, <https://www.cbd.int/doc/c/e6d3/cd1d/daf663719a03902a9b116c34/cop-15-25-en.pdf>.

<sup>8</sup> NGFS-INSPIRE Study Group on Biodiversity and Financial Stability 'Central banking and supervision in the biosphere: An agenda for action on biodiversity loss, financial risk and system stability', 2022, [https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2022/03/Central-banking-and-supervision-in-the-biosphere\\_NGFS-INSPIRE-Final-Report.pdf](https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2022/03/Central-banking-and-supervision-in-the-biosphere_NGFS-INSPIRE-Final-Report.pdf).

<sup>9</sup> WEF 'Nature Risk Rising: Why the Crisis Engulfing Nature Matters for Business and the Economy', 2022, [https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_New\\_Nature\\_Economy\\_Report\\_2020.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_New_Nature_Economy_Report_2020.pdf)

生態系及び生物多様性に関する指標がすでに低下しており、財務的なリスクの緊急性が強調されている。

- A7 投資者の間での BEES に対する関心は、ISSB のリサーチ及びアウトリーチ活動で確認された。BEES が優先トピックとして発現した理由は、(1) ビジネスを含むすべての人間の活動の基礎となっており、また、(2) BEES 並びに投資者にとって関連するリスク及び機会についてのリサーチ及び作業が著しい (significant) ペースで進展しているためである。
- A8 BEES 関連のリサーチ及び作業の著しい (significant) 進展にかかわらず、BEES が短期、中期又は長期にわたり、企業の財政状態、パフォーマンス及び見通しにどのように影響を与えるのかについての理解を促進するための、十分に確立された国際的に認められる開示実務、ツール及び指標のセットはいまだ現れていない。
- A9 投資者のニーズを満たす上での課題には、次のことが含まれる。
- (a) BEES 関連のトピック及びサブトピックをビジネス及びサステナビリティ関連開示の文脈で定義し、整理し、分類すること、並びに基準設定において何を優先すべきかについての合意がないこと
  - (b) 他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との重複 — 例えば、温室効果ガス排出に関連するもの (気候関連のリスク及び機会とも関連する。) 又は社会経済的な側面 (例えば、水及び土地に対するアクセス)
  - (c) BEES 関連のリスク及び機会が、さまざまな地理的場所及びビジネスモデル、経済活動、並びに特定の産業への参加を特徴付ける他の共通の特性の間で、著しく (significantly) 異なっていること (例えば、水などの天然資源の使用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会についての重要性がある (material) 情報は、当該天然資源が使用されている地理的な所在地における利用可能性及び当該天然資源がどのように使用されるのかによって影響を受ける。)

### プロジェクトの記述及び示唆される規模

- A10 これらの課題に対処するため、ISSB のリサーチ・プロジェクトは、潜在的な将来の基準設定の基礎を築くために BEES のトピックに関連したサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てる可能性がある。当該リサーチ・プロジェクトには次のものが含まれる可能性がある。
- (a) BEES 及び他の自然関連のサブトピックの定義及び分類に関するフレームワークを、ビジネス及びサステナビリティ関連開示の文脈で、当該領域において機能している学術的な情報源及び他の第三者の情報源に整合する形で開発するためのリサーチ
  - (b) 識別された各サブトピックに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに投資者にとって重要性がある (material) 関連する情報 (具体的なビジネス

## アジェンダの優先度に関する協議

モデル、経済活動及び特定の産業への参加を特徴付ける他の共通の特性に関連するリスク及び機会を含む。)を理解するためのリサーチ

- (c) 投資者のニーズに対応するために ISSB の作業に取り入れることが考えられる各サブトピックについて、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある (material) 情報を測定し開示するために用いられる既存のサブトピック別の実務、ツール及び指標を理解するためのリサーチ

A11 本プロジェクトの範囲に含まれる可能性がある潜在的な BEES 関連のサブトピックは、次のものである<sup>10</sup>。

- (a) 水 (淡水及び海洋資源並びに生態系使用を含む。)
- (b) 土地利用及び土地利用の変化 (森林伐採を含む。)
- (c) 汚染 (大気、水及び土壌に対する排出を含む。)
- (d) 資源利用 (材料調達 (material sourcing) 及び循環型経済を含む。)
- (e) 侵略的な外来種

A12 本プロジェクトは、気候に近接する (climate-adjacent) リスク及び機会 (気候及び BEES の両方に関するものなど) についての IFRS S2 号「気候関連開示」の目的を絞った拡充に関しての ISSB のリサーチに対して、潜在的なシナジーを提供することにもなる (表 1 における議論を参照のこと)。

A13 本プロジェクトを実行するにあたり、ISSB は、投資者のニーズを満たすことに ISSB が焦点を当てることを考慮しつつ、プロジェクトを促進する (expedite) ために ISSB 並びに他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用しこれを基礎とすることができる。ISSB の資料には次のものが含まれる。生物多様性及び水に関連した開示についての CDSB フレームワークの適用指針、77 の産業別 SASB スタンドに含まれている BEES 関連開示トピックにおける 400 超の指標 (例えば、生態系への影響 (impacts)、原材料調達 (materials sourcing) 又は製品設計)、及び「統合報告フレームワーク」である。ISSB は、ISSB が覚書を締結した GRI と対話して、その関連する基準書 (最近提案された「GRI 304—生物多様性」の更新を含む。) をこのプロジェクトのためのリソースとして利用する可能性がある。利用することのできる追加的なリソースには、BEES 及び自然関連の領域で作業を行っている第三者が公表したフレームワーク及びガイダンスが含まれる。これらのリソースには、次のような諸団体の作業が含まれる。自然関連財務開示に関するタスクフォース (TNFD)、Partnership for Biodiversity Accounting Financials (PBAF)、Capitals Coalition、Science Based Targets

<sup>10</sup> このリストは、IPBES が識別した自然の変化の主要な発生要因を対象としている ([https://ipbes.net/sites/default/files/ipbes\\_global\\_assessment\\_report\\_summary\\_for\\_policymakers.pdf](https://ipbes.net/sites/default/files/ipbes_global_assessment_report_summary_for_policymakers.pdf) を参照のこと)。IFRS S2 号が対象としているため、このリストは気候変動を含んでいない。

Network、エフラグ (EFRAG)、欧州委員会の「アライン・プロジェクト (Align project)」、EU の「ビジネス及び生物多様性プラットフォーム」、世界ベンチマーク・アライアンス、並びに国連の「先住民族の権利に関する宣言」である。

A14 このプロジェクトの示唆される規模は、「大 (large)」である。

## 人的資本

### トピックの記述

A15 人的資本とは、企業自身の労働力 (workforce) を構成する人々、及び、「統合報告フレームワーク」と整合的に、その労働力それぞれのコンピテンシー、能力及び経験、並びにイノベーションへの意欲を指す。企業がどのように労働力を管理し、労働力に投資するのは、長期的に価値を提供する能力に直接影響を与える (affect)。人的資本の管理の論点には、企業の従業員及び請負契約者 (contractors) に関する、労働力の構成、労働力の安定性、多様性・公正性・包摂性 (DEI)、研修及び能力開発、健康・安全・福利 (wellbeing)、並びに報酬が含まれる。

A16 人的資本の管理のさまざまな側面が、さまざまな形で価値の決定要因となる可能性が高い。例えば、研究者、コンサルティング会社及び特定の分野の専門的機関では、DEI を促進する企業の戦略により、企業の能力 (人材を獲得及び確保し、製品及びサービスを効果的に設計・販売・流通させ、コミュニティとの関係を強化し、イノベーションを行い、リスクを識別する能力) を高めることによって、価値に影響を与える可能性があることがわかっている。さらに、企業の従業員の健康、安全及び福利 (wellbeing) は、生産性の向上、離職率の低減及びコストの削減と関連している。また、「代替的」な労働力 (すなわち、「ギグ・エコノミー (gig economy)」に雇用されている労働者を含む、一時、臨時又は条件付の労働者) に大きく (significant) 依存することは、法令上及び規制上のリスクを伴う。

### このトピックが優先事項である理由

A17 世界中の機関投資家が、投資意思決定を行うにあたって人的資本の管理に関する情報をこれまで以上に求めるようになってきている。米国及び英国での取組みとして、それぞれ、Human Capital Management Coalition (37 の機関投資家のグループで、管理下の資産が 8 兆米ドル超)<sup>11</sup>と、Workforce Disclosure Initiative (WDI) (68 の機関投資家の連合で、運用資産が 10 兆米ドル)<sup>12</sup>がある。したがって、多くの企業が、人的資本の管理に関してのより効果的な開示の作成方法についてのより明確なガイダンスを求めている。

A18 これらの論点への関心は、ISSB のリサーチ及びアウトリーチで確認されており、人的資本を優先トピックとして識別していた。人的資本に関する報告は増加しつつあるが、

<sup>11</sup> <https://www.hcmcoalition.org/about> を参照のこと。

<sup>12</sup> <https://shareaction.org/investor-initiatives/workforce-disclosure-initiative> を参照のこと。

## アジェンダの優先度に関する協議

投資者は、十分に意思決定有用性があり評価するための比較可能性のある情報を得ていないと述べている。

A19 投資者のニーズを満たすにあたっての課題には、次のものがある。

- (a) 人的資本の管理の多面的な性質、並びにさまざまなビジネスモデル、経済活動及び法域におけるリスク及び機会の現れ方の相違
- (b) 一部の法域で労働力データの収集が法的に禁止されていること
- (c) 一部の情報（例えば、代替的労働力の使用）の開示に関する競争上の機密性
- (d) 測定することが本質的に困難である可能性のある人的資本の諸側面（職場文化など）
- (e) 急速に進展していて十分に確立されていないその他の諸側面（代替的労働力の使用、自動化及び人工知能など）
- (f) 関連する社会的影響（impacts）、価値及び文化の管理における個々の企業の役割の理解。人的資本の管理（又は誤った管理）の諸側面の中には、社会的影響（impacts）が潜在的に深刻であることから、監視の目がこれまで以上に厳しくなっている場合があるが、そうした影響（impacts）を管理する上で個々の企業がどのような役割を果たすのかについては著しく（significantly）不明確になっている。

### プロジェクトの説明及び示唆される規模

A20 これらの課題に対処するため、ISSB のリサーチ・プロジェクトは、潜在的な将来の基準設定の基礎を築くための人的資本のトピックに関連したサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てることが考えられる。当該リサーチ・プロジェクトには次のものが含まれる。

- (a) 人的資本の定義及び分類のフレームワークを開発するためのリサーチ。これは、ISSB の旧組織によるリサーチ（人的資本に関しての「統合報告フレームワーク」及び SASB の証拠に基づく（evidence-based）フレームワークを含む。）を取り入れ基礎とする可能性がある。これらは、人的資本のサブトピックの定義及び分類を作成するために、広範な市場での協議を通じて開発されたものである<sup>13</sup>。
- (b) 人的資本関連のそれぞれのサブトピック及び関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに投資者にとって重要性がある（material）関連する情報（具体的なビジネスモデル、経済活動及び特定の産業への参加を特徴付けるその他の

<sup>13</sup> SASB の「SASB スタンダードにおける人的資本に関する予備的なフレームワーク」（2020年12月）は、SASB スタンダードが人的資本を説明する方法に関しての一連の予備的結論を示しており、人的資本の管理に関連したリサーチの主要なテーマ別の領域をハイライトしている。[https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2020/12/Human-Capital\\_Preliminary-Framework\\_2020-December\\_FINAL.pdf](https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2020/12/Human-Capital_Preliminary-Framework_2020-December_FINAL.pdf) を参照のこと。

共通の特性に関連したリスク及び機会を含む。)を理解するためのリサーチ

- (c) 投資者のニーズに対応するために ISSB の作業に取り入れることが考えられるそれぞれのサブトピックについて、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある (material) 情報を測定し開示するために用いられる既存の実務、ツール及び指標を理解するためのリサーチ

A21 ISSB は、例えば、企業の直接の支配が及ぶ範囲とバリュー・チェーン内の両方の労働者の権利を考慮する際に、人的資本と人権 (A27 項から A37 項を参照のこと) の両トピックの間の重複及びつながり (connections) について認識している。しかし、ISSB のリサーチ及びアウトリーチの結果、投資者は両方のトピックにおける情報に関心があることの明確な証拠が発見されている。これらのトピックは別個のものに見られているが、企業が価値を生み出し (creates)、保全し (preserves) 又は毀損する (erodes) さまざまな経路を有する可能性のある論点で特徴付けられている。提案している人権及び人的資本のプロジェクトは、これら 2 つのトピックの境界及びつながり (connections) をより明確に決定しようとするものである。

A22 本プロジェクトの範囲の中で、優先される可能性のあるサブトピックのリストには次のものが含まれる<sup>14</sup>。

- (a) 従業員の福利 (wellbeing) (メンタルヘルス及び給付を含む。)
- (b) DEI
- (c) 従業員との対話<sup>15</sup>
- (d) 労働力への投資
- (e) 代替的労働力
- (f) バリュー・チェーンにおける労働条件<sup>16</sup>
- (g) 労働力の構成及びコスト

A23 ISSB のリサーチ及びアウトリーチの作業において、DEI は人的資本の全体的なトピックの中で投資者にとって特に関心のある領域として発現した。ISSB は、他の人的資本のトピックのさらなるリサーチの前に、DEI に関するリサーチをまずは優先する可能性がある。本情報要請に対するフィードバックは、本プロジェクトの範囲に関しての ISSB の意思決定の情報源となる。

<sup>14</sup> このリストは、SASB の「SASB スタンダードにおける人的資本に関する予備的フレームワーク (2020年12月)」(SASB 人的資本フレームワーク) を用いて導き出された。 [https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2020/12/Human-Capital\\_Preliminary-Framework\\_2020-December\\_FINAL.pdf](https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2020/12/Human-Capital_Preliminary-Framework_2020-December_FINAL.pdf) を参照のこと。

<sup>15</sup> SASB 人的資本フレームワークは「職場文化」というトピックを含んでおり、これは2つのサブトピック (多様性及び包摂性と、従業員との対話) を含んでいる。当該サブトピックは A22 項で区分して列挙している。

<sup>16</sup> サプライ・チェーンにおける労働条件に関するリサーチは、A26 項から A36 項で概説されている人権に関する潜在的なリサーチと重複するか、又は、関連して実施される可能性がある。

## アジェンダの優先度に関する協議

- A24 本プロジェクトは、気候に近接する (climate-adjacent) リスク及び機会 (例えば、公正な移行に関するリスクリング) についての IFRS S2 号の的を絞った拡充に関する ISSB のリサーチに対して潜在的なシナジーを提供することにもなる (表 1 における説明を参照のこと)。
- A25 本プロジェクトを実行するにあたり、ISSB は、投資者のニーズを満たすことに ISSB が焦点を当てることを考慮しつつ、プロジェクトを促進するために ISSB 並びに他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用しこれを基礎とすることができる。例えば、人的資本は SASB スタンダードにおける最も一般的である開示の領域の 1 つであり、11 のセクターのすべて及び 77 の産業別 SASB スタンダードの大半において関連性のある開示トピック及び関連する指標がある。また、ISSB は SASB の人的資本に関するリサーチ・プロジェクト及び DEI に関する基準設定プロジェクトのリサーチ及び資料を利用することもできる<sup>17</sup>。他の資料として、環境及び社会情報の報告に関する CDSB フレームワークの最新版 (人的資本の管理の開示に関する実質的なガイダンスを提供している。) 及び「統合報告フレームワーク」(人的資本と、短期、中期及び長期における価値の創出 (creation)、保全 (preservation) 又は毀損 (erosion) との関係が企業により十分に検討するのに役立つ。) がある。ISSB は他の組織による重大な (significant) 作業についても考慮したいと考える場合がある。これには、Capitals Coalition、国際労働機関 (ILO)、エフラグ (EFRAG)、GRI スタンダード、米国証券取引委員会 (SEC) のほか、世界経済フォーラム (WEF) の国際ビジネス評議会の核となる指標及び持続可能な価値創造に関する開示が含まれる。
- A26 このプロジェクトの示唆される規模は、「大 (large)」である。

## 人 権

### トピックの記述

- A27 国連によると、人権とは、人間であることによってあらゆる人に属する基本的な権利及び自由である<sup>18</sup>。これらの普遍的な権利は、最も基本的な権利 (例えば、生存権) から、人生を生きる価値のあるものとする権利 (食物、教育、仕事、健康及び自由に対する権利など) までの範囲にわたる。
- A28 さまざまな人権の論点は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせ、投資意思決定に情報がもたらされる可能性が高い<sup>19</sup>。例えば、企業又はそのバリュー・チェーン内の会社が、労働者の権利を侵害する場合 (例えば、生活に必要な賃金 (living wage) を支払わない、児童を雇用する、強制労働若しくは奴隷労働 (bonded labor) 又は労働者の結社の自由を制限することによって) には、企業の価値及び評判

<sup>17</sup> 「人的資本：多様性、公正性及び包摂性 (Diversity, Equity & Inclusion)」のプロジェクトに関する SASB スタンダードプロジェクトのウェブページ <https://www.sasb.org/standards/process/human-capital-diversity-equity-inclusion/> を参照のこと。

<sup>18</sup> 国連「世界人権宣言」、1948。

<sup>19</sup> <https://www.ohchr.org/en/topics> を参照のこと。

が損なわれる可能性があり、罰金を科される可能性があり、営業するためのライセンスが取り消される可能性がある。こうしたリスクは、先住民族の権利及びコミュニティの権利（水へのアクセス又は土地利用権など）のほか、最終用途（例えば、データのプライバシー並びに製品の健康及び安全）によって影響を受ける人々によっても生じる可能性がある。これらの問題の一部は、人間又は自然に関連するトピック及び論点と重複する。人的資本（例えば、労働賃金及び平等）、水（例えば、安全な飲料水へのアクセス）、気候変動（例えば、公正な移行）、又は汚染（例えば、有害物質又は有毒廃棄物）などである。

### このトピックが優先事項である理由

- A29 企業は、ガイドラインを提供している国内法又は国際的文書に従って、人権関連のリスクを管理するためのプロセスを有している場合がある<sup>20</sup>。しかし、国際経済がより相互につながりのあるものとなり、サプライ・チェーンがより複雑化するにつれ、企業は、これらのリスクを管理することがますます難しくなっている。この状況は、適切なデュー・デリジェンスのプロセス及び実務を実施していない企業のリスクを増大させている。作為又は不作為を通じて人権侵害を生じさせている（又は生じさせていると認識されている）企業は、抗議、消費者若しくは集団の不買運動又は許認可若しくは財へのアクセスの停止（*suspension*）にさらされる場合があり、補償、和解金の支払又は罰金並びにセンシティブな領域における資産の価値の評価減に関連して、多額のコストに直面する場合がある。人権関連のリスクが財政状態及び業績に与える影響（*effects*）は、例えば、過酷な労働条件に関する調査に反応した株価の大幅な（*significant*）下落という形で具体化している。さらに、人権デュー・デリジェンスの法制度（例えば、欧州委員会のコーポレート・サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令、フランスの企業注意義務法、英国の現代奴隷法、ドイツのサプライ・チェーン・デュー・デリジェンス法）がより厳格になりつつある。
- A30 こうした文脈において、人権の情報を評価及び関連する意思決定に対して関連性があるものと見る投資者の数が増加している。例えば、「国連指導原則報告フレームワーク」は、運用資産が 5.3 兆米ドルの 88 の投資家の連合の支援を受けている。人権のための投資家アライアンス（運用資産が 12 兆米ドル超の 200 超の組織を代表している。）も、5 つの分野における情報を公的に開示するよう企業に求めている。これには、企業が自らのバリュー・チェーン内で、人権に対する不利な影響をどのように防止、軽減及び是正しているのかが含まれる。
- A31 投資者のニーズを満たすにあたっての課題には、次のものが含まれる。
- (a) 人権デュー・デリジェンスを測定し比較するにあたっての困難さ（これにより、定

<sup>20</sup> 例えば、国連の「ビジネス及び人権に関する指導原則」並びに関連する「国連指導原則報告フレームワーク」（[https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR\\_EN.pdf](https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf)）を参照のこと）、前者が織り込まれている「OECD 多国籍企業行動指針」（<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>）、及び国際労働機関（ILO）からの諸基準（<https://www.ilo.org/global/standardds/lang-en/index.htm>）。

## アジェンダの優先度に関する協議

性的な開示が、一貫性がより低いか、不適切若しくは不完全であるか、又は「ソーシャル・ウォッシング (social washing)」と疑われることが生じる可能性がある。) )

- (b) 他のサステナビリティ事項 (例えば、低炭素経済への公正な移行又は人的資本) との重複
- (c) 法域及び文化によって人権関連トピックの定義及び見方が異なること
- (d) 人権関連のリスクについての産業別の兆候 (manifestations) から生じる基準設定の複雑性 (プライバシーの侵害 (テクノロジー産業)、コミュニティとの関係 (採掘産業) 又は児童労働 (アパレル産業) に関連したものなど)
- (e) 企業のバリュー・チェーンにおけるリスク及び影響 (effects) を考慮に入れるにあたっての本来的な実務上及び技術上の問題

### プロジェクトの記述及び示唆される規模

A32 これらの課題に対処するため、ISSB のリサーチ・プロジェクトは、投資者にとって関連性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連情報を識別するために、人権に焦点を当てる可能性がある。当該リサーチ・プロジェクトには次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 人権関連のサブトピック及び論点のフレームワークを、ビジネス及びサステナビリティ関連開示の文脈で、当該領域において機能している学術的な情報源及び他の第三者の情報源に整合する形で開発するためのリサーチ
- (b) 識別された人権の各サブトピックの保護又は侵害が、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに投資者にとって重要性がある (material) 情報をどのように生じさせる可能性があるのか、そして、それらが法域又はビジネスモデル、経済活動及びある産業への参加を特徴付ける他の共通の特性によって、どのように異なる場合があるのかを理解するためのリサーチ
- (c) 投資者のニーズに対応するために ISSB の作業に取り入れることができる各サブトピックについて、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある (material) 情報を測定し開示するために用いられる既存の実務、ツール及び指標を理解するためのリサーチ

A33 ISSB は、例えば、企業の直接の支配が及ぶ範囲とバリュー・チェーンの文脈における両方の労働者の権利を考慮する際に、人権と人的資本 (A15 項から A26 項を参照のこと) の両トピック間の重複及びつながり (connections) について認識している。しかし、ISSB のリサーチ及びアウトリーチの結果、投資者は両方のトピックにおける情報に関心があることの明確な証拠が発見されている。これらのトピックは別個のものとして見られているが、企業が価値を生み出し (creates)、保全し (preserves) 又は毀損する (erodes) さまざまな経路を有する可能性のある論点で特徴付けられている。提案して

いる人権及び人的資本のプロジェクトは、これら 2 つのトピックの境界及びつながり (connections) をより明確に決定しようとするものである。

- A34 明確な投資者の関心及び当該トピックに対処するための最近の作業にもかかわらず、人権並びに投資者にとって関連性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会とのつながり (link) についての市場の理解は、依然として成熟途上である。ISSB のリサーチ及びアウトリーチの作業は、企業のバリュー・チェーンにおける労働者の権利に焦点を当てた、人権に対する強い投資者の関心を識別した (例えば、健康及び安全、公正な賃金、強制労働並びに児童労働)。また、リサーチでは、企業のバリュー・チェーンにおけるコミュニティの権利 (先住民族の権利、土地及び水への影響 (impacts) 並びに健康への影響 (impacts)) の理解に投資者が関心を持っていることも示された。このプロジェクトは、これらのトピックと投資者にとって関連性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連情報とのつながり (link) をより明確に理解し定義することが意図されることになる。
- A35 本プロジェクトは、気候に近接する (climate-adjacent) リスク及び機会 (公正な移行に関するものなど) についての IFRS S2 号の的を絞った拡充に関する ISSB のリサーチとの潜在的なシナジーを提供することにもなる (表 1 における説明を参照のこと)。
- A36 本プロジェクトを実行するにあたり、ISSB は、投資者のニーズを満たすことに ISSB が焦点を当てることを考慮しつつ、プロジェクトを促進するために ISSB 並びに他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用しこれを基礎とすることができる。ISSB の資料には、社会情報の開示を扱った CDSB フレームワークの最新版 (組織のバリュー・チェーンの中の人々のグループの人権を中心に置いている。)、産業別の SASB スタンダード (コミュニティとの関係及び先住民族の権利などの人権関連トピックを含んでいる。)、及び「統合報告フレームワーク」が含まれる。用いられる可能性のある他の情報源には、第三者が公表したフレームワーク及びガイダンスが含まれる。ILO からの基準、国連の「ビジネス及び人権に関する指導原則」及び関連する「国連指導原則報告フレームワーク」、GRI スタンダード、世界ベンチマーキング・アライアンスの「企業人権ベンチマーク」、国連の「先住民族の権利に関する宣言」、並びに WEF の国際ビジネス評議会の尊厳及び公正性のテーマに関する産業横断的指標などである。
- A37 このプロジェクトの示唆される規模は、「大 (large)」である。

## 報告における統合 (Integration in reporting)

### トピックの記述

- A38 IFRS 財団は、企業がどのように長期にわたり価値を創造するのかについての全体的で透明性のある見方を提供する、企業報告の統合された一体的で包括的なシステムの創設に向けて作業中である。
- A39 ISSB は、統合報告フレームワークからの諸概念を IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」並びに IFRS S1 号及び IFRS S2 号における

## アジェンダの優先度に関する協議

「つながりのある情報 (connected information)」についての要求事項に含めることによって、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表との間のつながりを促進する上で大きく (significant) 進捗している (A43 項から A45 項を参照のこと)。

A40 報告における統合 (Integration in reporting) は、つながり (connectivity) の概念をさらに一歩進めている。報告における統合 (Integration in reporting) は、価値創造に関する情報が、どこで、どのような内容が、どのように、概念上及び事業上の関連性 (linkages) を通じて「**つながりのある (connected)**」とされるのか (例えば、文言及び仮定の両立性 (compatibility) の点で) を包含するのみでなく、次の両者の間の相互依存性、シナジー及びトレードオフの集合的な考慮も含んでいる。

(a) 一般目的財務報告書において報告されるさまざまな資源及び関係

(b) 企業が自ら及び自らの投資者のために生み出す (create) 価値が、企業が他の利害関係者、社会及び自然環境のために生み出す (create) 価値とどのように密接につながりがある (linked) のか

A41 報告における統合 (Integration in reporting) は、財務業績とサステナビリティのパフォーマンスとの間のつながり (connections) を、より容易に企業の投資者に理解される方法で、明示的に、効率的に、かつ効果的に伝達することを確保することができる。

### このトピックが優先事項である理由

A42 企業報告に対するより一体的で効率的なアプローチは、資源のより効率的で生産的な配分を可能にするために投資者が利用可能な情報の質を改善する。

A43 「つながりのある情報 (connected information)」に関する要求事項及び「統合報告フレームワーク」からの諸概念を含んでいる IFRS S1 号及び IFRS S2 号により確立された勢いが、企業報告システムを統合された全体として考えるための基盤となっている。

A44 IFRS S1 号の中のつながりのある情報 (connected information) についての要求事項は、サステナビリティ関連財務開示が次のようであればならないことを含む。

(a) 関連する財務諸表と同一の報告企業及び報告期間について作成される。

(b) 財務諸表と同時に一般目的財務報告書 (財務諸表も含む。) の一部として提供される。

(c) 可能な限り、IFRS 会計基準又は他の関連する一般に認められた会計原則 (GAAP) の要求事項を考慮した上で、財務諸表における対応する財務データ及び仮定と整合する財務データ及び仮定を含める。

(d) 企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するために使用する財務データ及び仮定と、企業が財務諸表を作成するために使用する財務データ及び仮定との間の重大な (significant) 相違について記述する。

- A45 さらに、IFRS S1号とIFRS S2号の両方が、サステナビリティ関連（IFRS S1号）及び気候関連（IFRS S2号）のリスク及び機会による企業の財務諸表に対する現在の及び予想される影響（effects）の開示を要求することによって、サステナビリティ関連財務開示の中の情報と財務諸表における情報とを関連付けることを要求している。
- A46 IFRS S1号及びIFRS S2号の成果にかかわらず、アウトリーチにおけるフィードバックは、ISSB基準が作り出した新たな報告の景色において、利害関係者が「統合報告フレームワーク」の将来に引き続き関心を有していることを示唆している。
- A47 同様に、IASBの公開草案「経営者による説明」（ISSBの設立が発表され作業計画が周知される前の2021年5月に公表された。）で示された提案に対して、特に投資者からの強い支持の証拠がある。IASBの公開草案での提案は、短期、中期及び長期にわたり、企業が価値を生み出し（create）、キャッシュ・フローを生み出す能力を、投資者及び他の資本市場参加者が評価する際に必要とする情報に焦点を当てていた。IASBの公開草案に対するコメント提出者の多く（many）は、経営者による説明（management commentary）とサステナビリティ関連財務開示との間の相互関係を強調し、IASBとISSBが共同で作業するよう促した<sup>21</sup>。IASBの第3次アジェンダ協議に対するコメント提出者も、IASBが「経営者による説明」プロジェクトでISSBと協力することを要望した。IASBとISSBの両議長も、IASBの公開草案と「統合報告フレームワーク」との類似点及び相違点に対処するための機会を検討する意向を述べている<sup>22</sup>。

### プロジェクトの記述及び示唆される規模

- A48 報告における統合（integration in reporting）についてのリサーチ・プロジェクトは、つながりのある情報（connected information）に関してIFRS S1号及びIFRS S2号ですでに達成されている進捗を基礎とし、それにより企業がサステナビリティ関連財務情報を他の定性的及び定量的な財務情報とどのように組み合わせる場合があるのかに関するガイダンスを開発する可能性がある。この情報を統合することで、企業が価値をどのように生み出し（creates）、保全し（preserves）又は毀損する（erodes）のかについての包括的で一体的で簡潔な見解を投資者に提供できる。
- A49 本プロジェクトは、1つ又は複数の文書にわたる開示を統合する企業報告のフレームワークの確立にもつながる可能性がある。
- A50 本プロジェクトを進めるにあたり、ISSBは、IFRS財団の資料及びプロジェクト（「統合報告フレームワーク」及びIASBの公開草案「経営者による説明」を含む。）を検討して、当該公開草案と「統合報告フレームワーク」との類似点及び相違点を検討する可能性がある。適切と考えられる場合には、ISSBはこのプロジェクトを進めるにあた

<sup>21</sup> 2022年3月のIASBアジェンダ・ペーパー15「経営者による説明（Management Commentary）：フィードバックの要約—概要」を参照のこと。<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/march/iasb/ap15-overview-of-feedback.pdf>

<sup>22</sup> 2022年5月の発表「統合報告—将来の道筋の明確化」を参照のこと。<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/05/integrated-reporting-articulating-a-future-path/>

## アジェンダの優先度に関する協議

り、IASB と共同で意思決定を行う正式な共同プロジェクトとして作業する可能性がある。あるいは、ISSB がこのプロジェクトを進めて、IASB と協調して情報を交換し、適宜、ISSB の意思決定の情報源とするためのインプットを得る可能性がある。

- A51 本プロジェクトの示唆される規模は「大 (large)」であるので、ISSB がプロジェクトを進める能力と、今後 2 年間の作業計画の一部として一連のサステナビリティ関連の基準をさらに構築する能力との間に潜在的なトレードオフがある。また、このプロジェクトを IASB との正式な共同プロジェクトとして実施する場合には、協調の取組みに関して追加的な複雑性が生じる可能性がある。さらに、ISSB 基準は、IFRS 会計基準又は他の GAAP を適用する企業によって適用されるように設計されている点も指摘される。IFRS 会計基準を適用する企業のすべてが ISSB 基準を適用するわけではないことも事実である。したがって、共同プロジェクトは、この複雑性に対処できるような方法で実施することが必要となる。

## 付録 B — 情報要請に含めることを検討した、幅広く定義されたサステナビリティのトピック

- B1 この付録は、ISSB が識別した幅広く定義されたすべてのサステナビリティ関連のトピック（第 29 項から第 32 項で要約）の簡潔な要約を提供している。これらは本情報要請に含めることを検討したものである。リサーチ及びアウトリーチの作業（第 35 項から第 38 項で要約）は、付録 A に含めた新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトを識別するために、ISSB がトピックの優先度をさらに検討し評価することを可能にした。
- B2 ISSB は、幅広く定義されたトピックのうち、識別されたが付録 A でプロジェクトとして提案されなかったものであっても、将来の ISSB の作業計画に含められる可能性があることを強調する。ISSB は、サステナビリティ関連財務情報に関連した、変化し新たに生じる投資者のニーズを理解するために、市場との対話及び協議を継続する。この作業は、ISSB 基準が絶えず利害関係者のニーズを満たし、ISSB が作業の優先順位付けを適切に行うことを確保するのに役立つこととなる。これらの幅広いトピックの諸要素も、付録 A で提案したプロジェクトを通じて検討される可能性がある。
- B3 表 B1 は、ISSB が検討した幅広く定義されたトピックを要約している。それらのトピックのさらなる詳細については、ISSB の 2022 年 7 月会議のアジェンダ・ペーパー1A 及び ISSB の 2022 年 10 月会議のアジェンダ・ペーパー2 の付録 A を参照されたい。

表 B1—幅広く定義されたサステナビリティ関連のトピック

トピック	記述
生物多様性、生態系及び自然の喪失 (nature loss)	A3 項から A14 項における記述を参照のこと。
循環型経済、原材料調達 (materials sourcing) 及びバリュー・チェーン	循環型経済は、システム・ベースの設計及び資源の循環フローを用いて製品を維持又は改善する再生可能システムの背後にあるアプローチである。循環型経済は、大きな (significant) 財務上の便益を有する可能性があるため、循環型経済並びに関連する原材料調達 (material sourcing) 及びバリュー・チェーンへのアプローチに対する投資者の関心が高まっている。これらの便益は、廃棄物及び汚染を最小化し、また、原材料の採取の必要性を削減することを通じて、コストの低減及び効率性の改善につながっている (linked)。さらに、当該便益は、企業のバリュー・チェーンの上流及び下流における革新的な協調又は協業に由来する競争優位性にもつながっている (linked)。
サイバーセキュリティ、データ・セキュリティ及び顧客プライバシー	企業は、デジタル・システムにますます依存するようになり、マルウェア、フィッシング攻撃、サービス妨害攻撃、ランサムウェア及びインサイダーの脅威などを含む、サイバーセキュリティが脅かされることへのリスクが高まっている。専門家は、サイバー犯罪のコスト（例えば、データの破損又は破壊、知的財産の盗難に関連するもの）が数兆ドルに達すると見積もっており、今後数年間で急速に増加すると見込んでいる。サイバーセキュリティ関連のリスクは、グローバルな投資コミュニティの注目を集めている。彼らは、サイバー・インシデントが、事業運営を混乱させ、法令上及び規制上のリスクを生み出し、ポートフォリオに含まれる企業の評価及び利益を減少させる可能性があることを強調している。

## アジェンダの優先度に関する協議

トピック	記述
経済的不平等	<p>経済的不平等は、数十年にわたり世界中の政府の懸念が増大している領域であり、関連する格差は新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって増幅されている。投資者は通常、不平等をシステミック・リスクの文脈で見してきた。しかし、最近の取組みは、企業レベルの便益を開放する（unlock）方法で不平等に取り組むためのビジネス・ケースを探究し始めている。潜在的な便益には、人材の獲得及び確保、顧客ベースの拡大、資本（capital）へのアクセスの強化、レジリエンスのあるサプライ・チェーンの構築、社会的コストを内部化するために設計された政策及び規制上の変更を先行することが含まれる。その他の機会も、公正な移行の概念に関連している（例えば、炭素集約型産業からの移行により、数百万人の労働者が解雇される場合があり、その結果、明確な戦略を有する企業がより秩序のある包摂的な公正な移行を進めるインセンティブを生み出す場合がある。）。</p>
ガバナンス	<p>企業の戦略と企業が直面するリスクを管理しモニタリングする統治機関の役割は、短期、中期及び長期にわたり価値を生み出し（create）維持する能力の基本的な構成要素である。企業の成功を確保するためには、適切なコンピテンシー及び構成員（composition）を有する統治機関による、適切な監督と堅牢なリスク管理が不可欠である。コーポレート・ガバナンスの取決め（arrangement）における失敗及び弱点は、企業の財務業績及び投資者のリターンに悪影響を与える可能性がある。投資者は、各取締役の能力及び監督実務（取締役会の構成及び役員報酬を含む。）を説明する、コーポレート・ガバナンスの伝統的な諸側面に関する情報も求めている。</p> <p>しかし、法域のコーポレート・ガバナンス・コード、規制及び証券取引所の上場要件が異なることにより、グローバルな投資者は、国際的な投資ポートフォリオの中で、常に比較可能なコーポレート・ガバナンスの開示に対してアクセスできるわけではない。</p>
人的資本	A15 項から A26 項における記述を参照のこと。
人権	A27 項から A37 項における記述を参照のこと。
水資源及び海洋資源	<p>水資源及び海洋資源は、不可欠な生命維持システムとして機能しているが、さまざまな経済活動（例えば、農業、アパレル製造、鉱業及びテクノロジー）の長期的な実行可能性（viability）にとっても不可欠である。ビジネス上のリスク及び機会も、規制環境、地域の淡水及び海洋資源をめぐる競争、流域の汚染（例えば、農業排水又は工業廃水）又は海洋生態系の汚染（例えば、過剰な栄養負荷による富栄養化、又は金属汚染及びプラスチック汚染）、水関連の気象現象などがあり、これらは、気候変動と相互に関連していることが多い。</p> <p>水資源及び海洋資源に関連する論点は、企業の直接的な事業又はバリュー・チェーンにおける水関連のリスクが増大しているため、投資者からの注目を集めている。しかし、作成者のための大量の（significant）ガイダンスにもかかわらず、投資者は、水資源及び海洋資源に関する企業の開示の現状に依然として不満を抱いている。</p>



**IFRS**<sup>®</sup>  
Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**  
Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**